

ID: 58

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	受給資格の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市難病者福祉手当条例 第4条		
例 規 番 号	平成13年条例第187号		
【根拠条文】 (受給資格の認定) 第4条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (支給要件) 第2条 手当は、西東京市の区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であって、現に病院、診療所等で治療を継続しているものに支給する。 (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項の規定による支給認定を受けている者で、かつ、公的医療保険制度に加入している者。ただし、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成26年政令第358号)第1条第1項第7号に規定する者(要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。)を除く。 (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号)第6条の規定による認定を受けている者(同規則別表第3及び別表第5に掲げる疾病に係る者を除く。) (3) 點頭てんかんにかかっている者			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日